# 一般国道の路線を指定する政令 （昭和四十年政令第五十八号）

一般国道の路線名、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。

# 附　則

##### １

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

##### ２

次に掲げる政令は、廃止する。

* 一  
  一級国道の路線を指定する政令（昭和二十七年政令第四百七十七号）
* 二  
  二級国道の路線を指定する政令（昭和二十八年政令第九十六号）

# 附則（昭和四四年一二月四日政令第二八〇号）

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年四月二八日政令第一一六号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

# 附則（昭和四八年六月八日政令第一五〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年一一月一二日政令第三六四号）

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五六年四月三〇日政令第一五三号）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成四年四月三日政令第一〇四号）

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。